

陳情第35号	受理年月日	令和7年6月3日
付託委員会	環境水道委員会	
件名	(仮称)中井口・高見台商業施設建設に伴う土地土壌汚染について	
要旨	<p>小倉北区高見台2803番2他の土地は、水銀が基準値の400倍、ベンゼンが1,800倍の汚染が確認されている。また、九電工の形質変更届出書には、水銀基準値最大4,800倍の調査結果が出ている。令和5年2月20日に形質変更時要届出区域の指定がされている。(北九州市告示第34号)</p> <p>このような汚染されている土地の上に商業施設を建設しようとしている(株)トライアルリアルエステートの説明では、遮水壁を岩盤まで設置し、周囲1,500メートル囲ったと言っているが、市環境局はその完成の確認をしていない。土壌汚染された土地の上に建設するのであれば、土壌汚染対策法では汚染土が外部に漏れない措置を行うところ、環境都市として市の対応は土壌汚染を軽視しすぎではないか。また、九電工の形質変更届出書に計測地1近くにおいて10メートルまで岩盤が確認されなかったと報告されているが、本当に岩盤まで遮水壁を設置したのか疑義が生じる。</p> <p>(株)トライアルリアルエステートが提出した形質変更届出において、遮水壁設置後の2年間はモニタリング調査を実施するとされている。工程表では2024年1月に設置完了とされているため、少なくとも2026年1月までは調査を実施することとなる。調査は3か月に一度報告することになっているが、その結果を市環境局は住民に対して公開すべきである。また現在、モニタリングのための配管は折れており、本当に調査しているのかも疑義が生じている。</p> <p>確かに、土壌汚染対策法では形質変更時要届出区域は土壌の除去をしなくてよいとなっているが、食品を扱うスーパーや飲食店及び医療施設が建設予定であることから、市環境局は環境都市としてもっと慎重に扱うべき案件であり、(株)トライアルリアルエステートに土壌の除去の指導を行うべきと考える。また、(株)トライアルリアルエステートは、(株)</p>	

大阪ソーダとの土地売買契約において、土壌の改良を行う旨の契約を取り交わしており、上場企業としてのコンプライアンスの観点からも、市環境局は徹底的な調査の依頼など指導を行うべきである。